

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和7年6月30日
飯塚市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			穂波舍利蔵地区	無	R7年度～R11年度	舍利蔵集落協定
	○				無	R7年度～R11年度	本谷第2集落協定
	○			筑穂内野地区	無	R7年度～R11年度	内野向田集落協定
	○				無	R7年度～R11年度	内野関屋大井手集落協定
	○				無	R7年度～R11年度	内野関屋宮ノ上集落協定
	○			筑穂弥山地区	無	R7年度～R11年度	君ヶ畑広畑集落協定
	○			筑穂桑曲地区	無	R7年度～R11年度	桑曲上ノ浦集落協定
	○				無	R7年度～R11年度	桑曲前田集落協定